

○育児休業等の取扱要領の制定について

〔平成20年3月31日務甲達第62号〕
石川県警察本部長から部課署長あて
改正 平成22年3月31日務甲達第66号
平成22年6月29日務甲達第91号
平成23年12月16日務甲達第88号

対号 平成14年3月22日付け務甲達第44号「地方公務員の育児休業等に関する法律及び石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正について（通達）」

育児休業等の手続については、対号に基づき運用しているが、今般、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年石川県条例第3号）及び石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第4号）の一部改正により、育児短時間勤務制度が新たに導入された。この制度は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児のための短時間勤務を認めるものである。

このため、別添「育児休業等の取扱要領」を制定したので、所属職員に周知を図るとともに、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成20年4月1日をもって廃止する。

別添

育児休業等の取扱要領

1 目的

この要領は、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 育児休業の概要

育児休業は、職員が子を養育するため、任命権者の承認を受け、その職を保有したまま休業する制度であり、その概要は次のとおりである。

(1) 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

ア 非常勤職員（(7)における非常勤職員を除く。）

イ 臨時的に任用される職員

ウ 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

エ 定年後勤務を延長した職員

オ 育児短時間勤務代替職員

カ 任期付短時間勤務職員（修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇及び部分休業の代替職員）

(2) 期間

子が満3歳に達する日までの期間を限度とする継続した期間で取得できる（ただし、

非常勤職員を除く。)

(3) 再度の育児休業

育児休業は、同一の子について1回のみ取得できる。ただし、子の出生日及び産後8週間の期間内（出生の日から57日間以内）に最初の育児休業をした男性の職員及び次に掲げる場合等にあつては、再度の育児休業をすることができる。

ア 育児休業をしている職員が産前休暇の開始、出産により失効し、又は異なる子についての育児休業の承認により取消しとなった後、これらの事由に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

イ 育児休業の承認が、退職又は停職により失効した後、退職又は停職が終了した場合

ウ 育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、養育することができる状態に回復した場合

エ 育児休業の終了後、3か月以上経過した場合（育児休業の請求の際、子を養育する計画を育児休業等計画書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に申し出た場合に限る。）

オ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、育児休業をしなければ子の養育に著しい障害が生じる場合

(4) 育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長は、1回に限りできる。ただし、次に掲げる場合は、再度の延長をすることができる。

ア 配偶者が入院したとき。

イ 配偶者と別居したとき。

ウ その他、予測できなかつた事実が生じたことにより、再度の育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生ずるとき。

(5) 失効及び取消し

育児休業の承認は、次のア～オに該当するときは効力を失い、カ、キに該当するときは取り消すものとし、この場合職員は職務に復帰するものである。

ア 職員が産前休暇を始めたとき。

イ 職員が出産したとき。

ウ 職員が退職又は停職の処分を受けたとき。

エ 育児休業に係る子が死亡したとき。

オ 育児休業に係る子が職員の子でなくなったとき。

カ 育児休業に係る子を養育しなくなったとき。

キ 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(6) 給与等

育児休業における給与等は、別表1のとおりである。

(7) 非常勤職員の育児休業

ア 育児休業の対象となる職員

次のいずれにも該当する職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(イ) 子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる者（1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである者を除く。）

(ウ) 1週間の勤務日が3日以上である者、又は1年間の勤務日が121日以上である者

イ 育児休業の期間

子が満1歳に達する日までの期間を限度とする継続した期間で取得できる。ただし、非常勤職員については、原則として子が満1歳に達する日までを限度とし、次に掲げる要件を満たす場合には、子が満1歳2か月又は子が満1歳6か月に達する日まで育児休業を取得できることとする。

(ア) 子が満1歳2か月に達する日まで育児休業を取得できる場合

職員の配偶者が子の1歳到達日以前において育児休業（子の1歳到達日までに限る。）をし、職員の育児休業の期間の初日がこの1歳到達日の翌日後でなく、かつ、職員の配偶者の育児休業の期間の初日以後である場合（ただし、職員の育児休業の期間は最長1年（女性の場合は、誕生日及び産後休暇の期間を含む。）とする。）

(イ) 子の1歳到達日の翌日から満1歳6か月に達する日まで育児休業を取得できる場合

1歳到達日の翌日から満1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する職員が、その子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとする場合

a 職員又はその配偶者が子の1歳到達日において育児休業をしている場合

b 子の1歳到達日後の期間について、育児休業をすることが特に必要と認められる次の場合

(a) 保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが、子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(b) 常態として子の養育を行っている職員の配偶者で、子の1歳到達日後の期間について常態としてその子の養育をする予定であった者が、次のいずれかに該当した場合

① 死亡した場合

② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、子を養育することが困難な状態となった場合

③ 子と同居しないこととなった場合

④ 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

ウ その他

再度の育児休業、育児休業の期間の延長及び育児休業の手続等については、2 (3) から(6)及び3の規定を準用する。

3 育児休業の手続

(1) 職員は、育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の2週間前までに育児休業承認請求書（別記様式第1号）により請求し、所属長及び警務部警務課長を経由して、本部長の承認を受けるものとする。

なお、請求は、育児休業が必要な期間の全体について包括的に行うものとする。

再度の育児休業の承認又は育児休業期間の延長の承認の場合も、同様とするものである。ただし、育児休業終了から3か月以上の期間を経過した後再度の育児休業を予定する職員にあっては、当初の育児休業の請求の際に育児休業等計画書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(2) (1)による承認を受けた職員は、2 (5)のエ～カの事由により、育児休業の承認が失効した場合又は取消しされる場合には養育状況変更届（別記様式第3号）により遅滞なく、所属長を経由して、警務部警務課長に届け出るものとする。

(3) (1)による承認を受けた職員について、2 (5)のア又はイの事由により、育児休業の承認が失効した場合は、所属長は、育児休業等職員の産休等報告書（別記様式第4号）により遅滞なく、警務部警務課長に報告するものとする。

(4) (1)による承認を受けた職員が、育児休業期間満了により復職したときは、所属長は、育児休業職員の職務復帰報告書（別記様式第5号）により遅滞なく、警務部警務課長に報告するものとする。

4 育児短時間勤務の概要

育児短時間勤務は、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、任命権者の承認を受け、常時勤務を要する職を占めたまま短時間勤務をする制度であり、その概要は次のとおりである。

(1) 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

ア 非常勤職員

イ 臨時的に任用される職員

ウ 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

エ 定年後勤務を延長した職員

(2) 勤務形態

職員は、小学校就学の始期に達する日（満6歳に達する日以後の最初の3月31日をいう。以下同じ。）までの子を養育するため、次に掲げる勤務の形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

ア 通常勤務職員

	勤務日・勤務時間	週休日
1	月～金 3時間55分勤務 (計19時間35分)	土日

2	月～金 4時間55分勤務 (計24時間35分)	土日
3	月～金のうち3日7時間45分勤務 (計23時間15分)	土日と月～金のうち2日
4	月～金のうち2日7時間45分、1日3時間55分勤務 (計19時間25分)	土日と月～金のうち2日

イ 毎日制勤務職員、交替制勤務職員

勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないこととし、次の基準により勤務形態を設定する。

	勤務時間	週休日
4週間ごとの期間につき	1週間あたり 19時間25分、19時間35分、 23時間15分、24時間35分 のいずれか	8日以上
4週間を超えない期間につき	1週間あたり 19時間25分、19時間35分、 23時間15分、24時間35分 のいずれか	1週間あたり1日以上 の割合の日

(3) 期間

1か月以上1年以下の期間を限度とする期間で取得できる。1か月以上であれば、日単位でも取得できる。

(4) 再度の育児短時間勤務

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過するまでは、再度の育児短時間勤務をすることができない。ただし、次に掲げる特別の事情がある場合には、再度の育児短時間勤務をすることができる。

ア 育児短時間勤務をしている職員が産前休暇の開始、出産により失効し、又は異なる子についての育児短時間勤務の承認により取消しとなった後、これらの事由に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

イ 育児短時間勤務の承認が、退職又は停職により失効した後、退職又は停職が終了した場合

ウ 育児短時間勤務の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、養育することができる状態に回復した場合

エ 育児短時間勤務の承認が、内容の異なる育児短時間勤務を承認しようとする事

により取り消された場合

- オ 育児短時間勤務の終了後、3か月以上経過した場合（育児短時間勤務の請求時、子を養育する計画を育児休業等計画書により本部長に申し出た場合に限る。）
- カ 配偶者が負傷・疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより育児短時間勤務をしなければ子の養育に著しい障害が生じる場合

(5) 育児短時間勤務の延長

育児短時間勤務中であれば、延長することができる。初めて育児短時間勤務を始めようとするときと同様に、2週間前までに1か月以上1年以下の期間を限度として延長することができる。また延長回数に制限はないものとする。ただし、限度とする最終の延長期日は、育児短時間勤務を承認された当該子が小学校就学の始期に達する日までである。

(6) 失効及び取消

育児短時間勤務の承認は、次のアからオに該当するときは、効力を失い、カからクに該当するときは取り消すものとする。

ア 職員が産前休暇を始めたとき。

イ 職員が出産したとき。

ウ 職員が休職又は停職の処分を受けたとき。

エ 育児短時間勤務に係る子が死亡したとき。

オ 育児短時間勤務に係る子が職員の子でなくなったとき。

カ 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったとき。

キ 育児短時間勤務をすることにより養育している子以外の子について育児短時間勤務を承認しようとするとき。

ク 内容の異なる育児短時間勤務をしようとするとき。

(7) 給与等

育児短時間勤務における給与等は、別表1のとおりである。

(8) 休暇

育児短時間勤務における休暇の取扱いは、別表2のとおりである。

(9) 時間外勤務等

育児短時間勤務職員に対する時間外勤務等（勤務時間以外の時間に勤務させ、又は週休日に勤務させることをいう。以下同じ。）は、公務のために臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員に時間外勤務等を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合とする。

所属長は、育児短時間勤務職員に対する時間外勤務等については、他の職員より厳格な要件が定められていることに留意するものとする。

5 育児短時間勤務の手続

- (1) 職員は、育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務を開始する日の2週間前までに育児短時間勤務承認請求書（別記様式第6号）により請求し、所属長及び警務部警務課長を経由して、本部長の承認を受けるものとする。

なお、請求は、育児短時間勤務が必要な期間の全体について包括的に行うものとする。

る。

職員が、双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうち一人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

再度の育児短時間勤務の承認又は育児短時間勤務期間の延長の承認の場合も、同様とするものである。ただし、育児短時間勤務の終了後、3か月以上の期間を経過した後再度の育児短時間勤務を予定する職員にあっては、当初の育児短時間勤務の請求の際に育児休業等計画書を提出しなければならない。

(2) (1)による承認を受けた職員は、4(6)のエからカの事由により、育児短時間勤務の承認が失効した場合または取消しされる場合には養育状況変更届により遅滞なく、所属長を経由して、警務部警務課長に届け出るものとする。

(3) (1)による承認を受けた職員について、4(6)のア又はイの事由により、育児短時間勤務の承認が失効した場合は、所属長は、育児休業等職員の産休等報告書により遅滞なく警務部警務課長に報告するものとする。

6 部分休業の概要

部分休業は、職員が子を養育するため、任命権者の承認を受け、1日の勤務時間の一部について勤務しない制度であり、その概要は次のとおりである。

(1) 対象となる職員

次に掲げる職員以外の職員が対象となる。

ア 非常勤職員（6(6)における非常勤職員を除く。）

イ 育児短時間勤務をしている職員

(2) 期間、取得期間及び取得単位

子が小学校就学の始期に達する日までの間、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日に2時間（育児のための特別休暇を承認されている職員は、2時間から当該育児時間を減じた時間）以内で、30分単位で取得できるものである（ただし、非常勤職員を除く。）。

(3) 失効及び取消し

失効及び取消しについては、2(5)の規定を準用するものである。

(4) 給与等

部分休業における給与等は、別表1のとおりである。

(5) 休暇

部分休業における休暇の取扱いは、別表2のとおりである。

(6) 非常勤職員の部分休業

ア 部分休業の対象となる職員

次のいずれにも該当する職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(イ) 1週間の勤務日が3日以上である者、又は1年間の勤務日が121日以上である者

(ウ) 1日の勤務時間が6時間15分以上である者

イ 部分休業の取得期間等

子が満3歳に達する日までの間、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該職員が育児時間を取得している場合にあつては、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で、30分単位で取得できる。

ウ その他

部分休業の失効、取消及び部分休業の手続等については6(3)及び7の規定を準用する。

7 部分休業の手続

(1) 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書（別記様式第7号）により請求し、所属長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

なお、請求は、部分休業が必要な期間の全体について包括的に行うものとする。

部分休業の承認は、所属長専決事項（所属長職員については警務部長専決事項）とする。

(2) 部分休業の承認を受けた職員は、2(5)のエ～カの事由により、部分休業の承認が失効した場合又は取り消される場合には、養育状況変更届により遅滞なく、所属長に届け出るものとする。

8 その他

その他、育児休業等の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月16日から施行する。

別表1・別表2 別記様式 (略)